

後期高齢者医療被保険者のみなさまへ

1 後期高齢者医療 高額介護合算療養費支給申請のお知らせ

後期高齢者医療制度に加入している方で、医療費と介護サービス費の自己負担額の1年分（令和元年8月1日～令和2年7月31日）の合算額が限度額（表）を超えた場合、超えた額が支給されず（500円以下の場合を対象外）。世帯内に後期高齢者医療制度に加入している方が複数いる場合は、世帯で合算して支給額を計算します。

支給要件に該当すると思われる世帯には、2月下旬（予定）に青森県後期高齢者医療広域連合から「支給申請のお知らせ」を送付します。お知らせが届いた方は申請してください。

対象期間中に後期高齢者医療制度に加入した方や転入してきた方等がいる世帯には、支給対象となる世帯でも「支給申請のお知らせ」が送付されない場合がありますので、対象になると思われる方はお問い合わせください。

（表）

所得区分	自己負担限度額	備考
現役並み所得Ⅲ※1	212万円	課税所得690万円以上の方
現役並み所得Ⅱ※2	141万円	課税所得380万円以上690万円未満の方
現役並み所得Ⅰ※3	67万円	課税所得145万円以上380万円未満の方
一般※4	56万円	住民税課税世帯の方（※1～3にも※5～6にも当てはまらない方）
低所得Ⅱ※5	31万円	世帯員全員が住民税非課税の方
低所得Ⅰ※6	19万円	世帯員全員が住民税非課税の方のうち、世帯員全員の各所得金額が0円の方（公的年金の場合は収入が年額80万円以下）

自己負担額は、支払った額から高額療養費や高額介護（予防）サービス費を除いた額です。

○申請に必要なもの

- ・支給申請書
- ・支給申請のお知らせ
- ・後期高齢者医療被保険者証
- ・介護保険被保険者証
- ・個人番号（マイナンバー）がわかるもの（通知カードまたはマイナンバーカード）
- ・本人確認書類（官公庁発行・発給の顔写真付き身分証明書）
- ・印鑑（認印）
- ・通帳（または通帳のコピー）等口座情報のわかるもの

※被保険者が亡くなっている場合は受領申立書の提出が必要です。

（事前に提出した場合は不要です。）

※被保険者以外の方が申請又は受領する場合は委任状が必要です。